

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年6月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500049号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500004号

第1 結論

昭和62年1月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月から同年5月まで

私は、昭和62年1月にA社に入社した当初から厚生年金保険に加入したものだと思っていたが、同年6月からの加入であることが分かり、B区役所C出張所で国民年金の加入手続を少し遅れて行った。その際に、請求期間の国民年金保険料を計算してもらい、その場でまとめて納付したはずであり、請求期間が保険料の未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は5か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っており、請求期間以外に国民年金の被保険者期間に国民年金保険料の未納期間は無いことから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録欄及び「国民年金資格喪失のお知らせ」(B区役所からの通知)によると、請求者は、請求期間より前の昭和60年9月5日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できることから、請求期間の国民年金保険料を納付するためには国民年金被保険者の資格取得手続が再度必要となるところ、オンライン記録において、請求期間に係る被保険者資格記録は平成元年10月31日に処理されていることが確認でき、請求期間に係る資格取得手続は同年10月頃に行われたことが推認できることから、当該手続が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、主張どおりに請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該手続時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る資格取得手続の時期について、厚生年金保険に昭和62年6月からの加入であることが分かり、B区役所C出張所で加入手続を少し遅れて行った旨主張しているが、これを裏付ける事情は見当たらず、当該主張どおりに資格取得手続が行われたこととうかがえない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500055号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500005号

第1 結論

昭和59年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和62年3月まで

私は、請求期間のうち、昭和59年4月の国民年金保険料は同年10月頃に、また、同年5月から昭和62年3月までの保険料は平成元年9月頃から平成4年3月頃までの期間に、半年ごと6回に分け、その都度、A市役所B支所内にあったC銀行の出張所の窓口で納付した。

ところが、平成7年に、A市役所国民年金課の窓口において、請求期間の国民年金保険料が未納であると指摘されたので、当該保険料に係る領収書を提示し、窓口で備え付けの端末装置で保険料納付済みとする入力処理をしてもらった。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間以降の国民年金の被保険者期間に国民年金保険料の未納期間は無い上、平成5年7月から平成6年11月までの海外在住期間中に国民年金に任意加入し、その保険料も納付していることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者が昭和59年10月頃に納付したと主張する請求期間のうち、同年4月の国民年金保険料については、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年1月24日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年1月以降に行われたことが推認されることから、それまで請求者は国民年金に未加入であり、昭和59年10月頃に当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、請求者が半年ごと6回に分け、平成元年9月頃から平成4年3月頃までの期間に納付したと主張する請求期間のうち、昭和59年5月から昭和62年3月までの保険料については、請求者が当該期間の保険料を納付し始めたとする平成元年9月頃は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間の一部期間の国民年金保険料はA市役所B支所内にあったC銀行の出張所の窓口で備え付けられた用紙を使用して納付したと主張しているが、同銀行D支店の担当者は、国民年金保険料については市役所又は社会保険事務所発行の納付書以外では収納できなかった旨陳述している。

さらに、請求者は、平成2年分から平成4年分までの所得税の確定申告書の控えを所持し、当該申告書の社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料として記載されている金額には請求期間の国民年金保険料が加算されている旨主張しているが、いずれの年分の支払保険料も、当

時の各年における1月から12月までの保険料月額の合計金額と一致していることから、当該確定申告書の控えをもって、請求期間の保険料を納付していたものとは認め難い。

加えて、上記確定申告書以外に、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者は、平成7年に、A市役所国民年金課の窓口で、請求期間の国民年金保険料に係る領収書を提示し、窓口に備え付けの端末装置で請求期間の保険料を納付済みとする入力処理をしてもらったとして、当該端末装置内のデータの調査を強く希望しているが、同市役所国民年金課は、当時の端末装置は残っておらず、当該端末装置内のデータの調査を行うことはできないと回答している。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500041 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500006 号

第1 結論

昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 57 年 9 月末に事業所を退職し、夫に勧められ、自分で A 市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を同年 10 月分から B 銀行又は郵便局の窓口で、納付書に現金を添えて納付した。請求期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 57 年 9 月末に事業所を退職し、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A 市の国民年金被保険者名簿では、同年 12 月 23 日に任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと推認できる。

また、昭和 7 年生まれの請求者の夫は、昭和 53 年 5 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で、老齢年金の受給権を取得していることから、その配偶者である請求者も請求期間において、国民年金の任意加入対象者となることから、制度上、国民年金の加入手続を行った月より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、口頭意見陳述を実施したが、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500046 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500007 号

第 1 結論

昭和 52 年 8 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 8 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、20 歳当時は学生であったが、アルバイト収入があり、親に言われて国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付した。請求期間の保険料が納付済みとなっていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳当時、親から国民年金に加入するように言われて加入し、保険料を納付したと主張しているところ、昭和 57 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となる直前の昭和 63 年 4 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月 31 日に社会保険事務所(当時)から A 市に払い出された番号の一つであり、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日が同年 10 月 15 日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年 10 月頃に行われたものと推認できる。

また、この加入手続時点において、請求期間のうち、昭和 55 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、同年 7 月から昭和 57 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、請求者は「保険料を遡ってまとめて納付したことは無い。」としている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。